

古平町公共施設への太陽光発電設備導入に係るサウンディング型市場調査
実施要領

1. 調査の目的

本町は令和2年2月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言し、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出抑制やエネルギーの地産地消に取り組んでいます。

現在、ゼロカーボンシティ実現に資する施策のひとつとして、町が所有する公共施設への太陽光発電設備の導入を検討しています。そこで、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウを生かした提案を募集し、公設、公民連携（PPA等）など、有効な導入手法を検討するため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

2. 対象施設

対象施設は（別紙1）および（別紙2）のとおりです。

3. スケジュール

実施要領の公表	令和7年10月15日（水）
サウンディングの参加申込	令和7年10月15日（水）～令和7年10月21日（火）
サウンディングの実施日時の連絡 （対面又はオンライン）	令和7年10月24日（金）までに連絡
サウンディングの実施	令和7年10月27日（月）～令和7年11月5日（水）
実施結果概要の公表	令和7年11月中公表予定

4. サウンディングの内容

2. 対象施設について、太陽光発電設備の導入手法等をサウンディングします。主に、次に掲げるテーマについて、可能な範囲で御意見や御提案をお聞かせください。

なお、事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。

次に掲げるテーマ以外についても、本事業の公募に関連する事項や、その他課題などがあれば御意見をお聞かせください。

また、対話当日は、事前に御提出いただいた対話資料に沿って御説明をお願いします。

①対象施設ごとの太陽光発電設備の導入手法（屋根設置、壁面設置、垂直式等）

②公設による工事費の概算

③概算PPA単価

④太陽光発電設備設置における屋根（防水）を含む施工方法

⑤太陽光発電設備の保守管理、施工方法

⑥事業に向けたスケジュール（プロポーザル方式による事業者選定の場合）

⑦その他、考えられるアイデア、リスク、ノウハウ等

5. サウンディングの手続き

(1) サウンディングの参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、（様式1）参加申込書及び（様式2）町提供資料に関する誓約書に必要事項を記入の上、件名を【サウンディング参加申込（事業者名）】として、電子メールにより提出してください。参加資格を判断し、参加の可否を連絡し、2. 対象施設の資料を提供します。

(ア) 申込受付期間

令和7年10月15日（水）～令和7年10月21日（火）

(イ) 申込先

8. 問い合わせ先参照

(2) サウンディング実施日時・場所の通知

実施日時及び場所（対面又はオンライン）については、参加申込のあった事業者と調整の上、令和7年10月24日（金）までに電子メールにて連絡します。なお、サウンディングは複数回行う場合があります。

(3) サウンディングの実施

サウンディング実施日までに提案書（様式自由）を作成の上、件名を【提案書の提出（事業者名）】として、8. 申込先に電子メールにより提出してください。なお、提案書の内容が、町が検討している事業内容と大きくかけ離れている場合は、サウンディングを行わない場合があります。

(ア) 実施期間

令和7年10月27日（月）～令和7年11月5日（水）

(イ) 場所

対面又はオンラインで実施します。5.（2）のとおり詳細は事前に連絡します。

(ウ) その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護の為、個別に行います。

(4) サウンディングの結果の公表

サウンディングの結果は概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。

6. 提供資料

(1) 町の施策

「ゼロカーボンシティふるびら推進戦略」を古平町のホームページで公開しています。

https://www.town.furubira.lg.jp/common/img/content/cassette_33_pdf01_20250321_152132.pdf

(2) 図面

対象施設の主要図面をPDFで提供いたします。

(3) 電力消費量データ

対象施設のデマンドデータ（2024年8月1日から2025年7月31日）をExcelで提供いたします。

(4) 施設利用状況

対象施設の利用者数をExcelで提供いたします。

7. 参加事業者の資格要件等

(1) 参加事業者の条件

(ア) 参加事業者は、提案内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体のいずれかの者としします。

(イ) 参加事業者は単独又はグループ（複数の企業・団体の共同体）とし、グループで申し込む場合には、全ての構成員とその役割を明確にしてください。なお、参加事業者には北海道内に本社または支社を有する者が1者以上いることとします。

(2) 参加事業者の要件

参加事業者は、次に掲げるすべての要件に該当する者としします。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又はその構成員の統制下にある者でないこと。

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

(オ) 町税（本町に対して納税義務のあるものに限る。）を滞納していない者であること。

(カ) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていない者であること。

8. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱

サウンディングへの参加は、今後の事業者公募時等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

申込に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取り扱い及び特許等

(ア) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。

(イ) 参加事業者の提出書類については、当該申込に係る暫定利用の審査等、本制度の運用に必要な目的以外で参加事業者に無断で使用することはありません。

(ウ) 申込内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加事業者が負うものとします。

(4) 法令の遵守

参加事業者は、申し込むに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、暫定利用時における法令適合のリスクを負うこととします。

(5) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照合含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

9. 問い合わせ先

郵便番号：〒046-0192

住所：北海道古平郡古平町大字浜町50

担当：古平町役場 総合政策課 企画調整係

電話：0135-48-9836

e-mail：kikaku.sct@town.furubira.lg.jp

10. その他

サウンディングは古平町が業務委託している株式会社URリンケージ（以下、URLKという。）とともに実施することから、URLKから連絡することがあります。

会社名：株式会社URリンケージ

住所：東京都江東区東陽2丁目4-24

担当：都市整備本部 都市環境室 都市環境システム課（伊藤、中山、谷口）

電話：03-6903-6239

以上